

自動車運転業務の中小企業・小規模事業者の皆さま

専門家によるコンサルティングサービスを利用してみませんか

# NEXT WORK STYLE

## 働き方改革広がる



働き方改革はすでに始まっています。  
一步一步準備を進める必要があります。

～詳しくはこのリーフレットをお読みください。

2024(令和6年)4月1日から、

- 自動車運転業務にも**時間外労働の上限規制**が適用されました。
- トラック運転者の**改正改善基準告示**が適用されました。

社労士等の労務管理の専門家があなたの会社を訪問して

## 「働き方改革」を支援します。

——— 働き方改革で魅力ある職場づくりを! ———

相談無料

オンライン相談も  
受付中

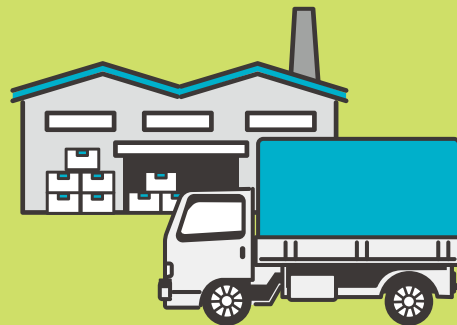


秘密厳守

都道府県働き方改革推進支援センター

# 「働き方改革」はいよいよ本番です。

2024年(令和6年)4月から、トラック運転者の労働時間等のワークルールが大きく変わりました。



▼ 詳しい内容はここから

全日本トラック協会働き方改革特設ページ

検索



POINT  
01

## 2024年4月1日から、働き方改革関連法の「時間外労働の上限規制」がトラック運転者にも適用されました。

- トラック運転者の時間外労働の上限規制が、2024年4月1日からは、月45時間、年360時間を原則とし、臨時的な特別の事情がある場合でも、**年960時間**が上限となります。
- 「2～6か月平均」や「単月」などの1か月の上限規制はありません。
- 将来的には、一般側の適用を目指します。

詳しい内容はここから▶

【適用猶予業種の時間外労働の  
上限規則 特設サイト】



POINT  
02

## 2024年4月1日から、トラック運転者の「改正改善基準告示」が適用されました。

1年の拘束時間	1か月の拘束時間	1日の休息時間
3,516時間	原則293時間 最大320時間	継続8時間
▼	▼	▼
原則3,300時間 最大3,400時間	原則284時間 最大310時間	継続11時間を 基本とし継続9時間

POINT  
03

## 2023年4月1日から、中小企業にも「月60時間超の時間外労働に対する割増賃金率」が25%から50%に引き上げられました。

(注)貨物自動車運送事業の「中小企業」の規模は、資本金の額若しくは出資の総額3億円以下または常時使用する労働者数300人以下です。

- 月60時間を超える時間外労働を深夜(22:00～5:00)の時間帯に行わせる場合には、**深夜割増賃金率25%+時間外割増率50%=75%**になります。
- 割増賃金の支払に代えて**代替休暇**を付与することができますが、それには事前に、労使協定を結ぶ必要があります。その場合、就業規則の変更が必要になることがあります。



POINT  
04

## パートタイマーや嘱託・契約社員などの非正規雇用労働者の「同一労働同一賃金」への対応が必要です。

- 同一企業内において、正社員と非正規雇用労働者（短時間労働者、有期雇用労働者、派遣労働者）との間で、基本給、賞与、手当などのあらゆる待遇について、不合理な差を設けることは禁止されています。
- パートタイマーなどから説明を求められた場合は、正社員との待遇の違いやその理由などについて、説明しなければなりません。その際、待遇ごとの目的・性質に照らして、職務内容や人材活用の仕組みの違いなどから、具体的に理由を説明する必要があり、「パートタイマーだから」という雇用形態を理由とする説明は認められません。

詳しい内容はこちらから▶

トラック業界のための同一労働同一賃金の手引き

検索

POINT  
05

## 年5日の年次有給休暇の取得義務付けへの対応が必要です。



- 2019年4月から、年休付与日数が10日以上労働者を対象に、付与された年休日数のうち5日分について必ず取得できるようにすることが義務化されています。
- 会社は、労働者の希望を聞く必要があります。希望をふまえて取得時季を指定するよう努めなければなりません。
- なお、労働者が自ら取得した年休日数、会社から労働者へ計画的に付与した年休日数は、義務付けられている5日から控除できます。
- 休暇に関する事項は、就業規則の絶対的記載事項ですので、使用者による年次有給休暇の時季指定を実施する場合は、時季指定の対象となる労働者の範囲及び時季指定の方法等について、就業規則に記載しなければなりません。

POINT  
06

## 労働時間の適正把握の義務化への対応が必要です。



- 健康管理の観点から、管理監督者等も含め、すべての人の労働時間の状況をタイムカードなど客観的な方法その他適切な方法で把握しなければなりません。
- 時間外労働が一定時間を超えた長時間労働者からの申出があった場合、医師による面接指導を確実に実施しなければなりません。

(注) 面接指導を必要とされる対象労働者は、1週間当たり40時間（法定労働時間）を基準として、時間外・休日労働時間が1月当たり80時間を超え、かつ疲労の蓄積が認められる労働者です。

# 令和6年度「働き方改革推進支援助成金」 業種別課題対応コース(運送業)のご案内

令和6年4月1日に、自動車運転の業務にも、**時間外労働の上限規制が適用されました。**  
このコースは、生産性を向上させ、労働時間の削減や勤務間インターバル制度の導入等に向けた環境整備に取り組む中小企業事業主の皆さまを支援します。ぜひご活用ください。

## 課題別にみる助成金の活用事例

企業の  
課題

運送業務を効率化し、  
労働時間を削減したい！

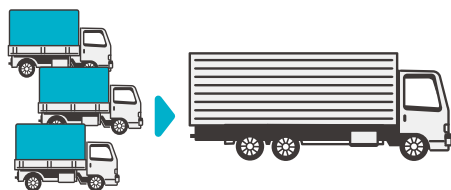
運行に伴う事務作業を効率化し、  
労働時間を削減したい！

助成金  
による  
取組

積載量の多いトレーラーを導入

デジタル式運行記録計を導入

改善の  
結果



一度で多くの荷物を運べる  
ようになったことで、  
労働時間が削減された。



運転日報や出勤簿の作成が  
自動化されたことにより、  
労働時間が削減された。

生産性の向上を図ることで、働きやすい職場づくりが可能に!!

### 【助成対象となる取組の例】

- 外部専門家によるコンサルティング
- 就業規則・労使協定等の作成・変更
- 人材確保に向けた取り組み
- 労務管理用ソフトウェア・機器の導入
- 労働能率の増進に資する設備・機器の導入 等

### 【成果目標】

運送業が選択できる、以下の成果目標から1つ以上選択し、達成を目指して取組を実施してください。達成状況に応じて助成対象となる取組の経費の一部が支給されます。

- ① 月60時間を超える36協定の時間外・休日労働時間数の削減(最大250万円)
- ② 年次有給休暇の計画的付与制度を新たに導入(25万円)
- ③ 時間単位の年次有給休暇制度を新たに導入し、かつ、交付要綱で規定する特別休暇を新たに導入(25万円)
- ④ 10時間以上の勤務間インターバルを導入(最大170万円)



▼ 詳しい内容はこちらから

働き方改革 助成金 業種別課題

検索



# こんなことが相談できます。

残業を減らしたいが、やり方が分からない。

新たに従業員を採用したいが、応募がなくて困っている。

いろんな助成金があるが、使い方が分からない。

新型コロナウイルス対策として、テレワークや時差通勤を実施したいのだが、就業規則は変更しなくていいのだろうか、従業員にはどう伝えたらいいのだろうか。

36協定の作り方が分からない。

「働き方改革」と言われても、そもそも労働関係の法律は複雑で何から手を付けたらいいのかわからない。

せっかく時間をかけて仕事を教えたのに、従業員が退職してしまう、どうしたら定着率を上げることができるのだろうか。

就業規則を見直したいが、どこから手を付けたらいいのかわからない。

パートタイマーと正社員の賃金や手当をどう見直せば不合理な待遇差を解消できるのか、教えてほしい。(同一労働同一賃金)

最低賃金が毎年上がり、どう対応したらいいのかわからない。



そのお悩み、ぜひ専門家にご相談ください！



## 訪問相談サービスの流れ

— HOP —

貴社の  
状況把握



— STEP —

解決方法の  
ご提案



— JUMP —

提案後の  
フォローアップ



**相談は無料**

1回2時間程度、3回の相談を標準としています。

社労士等の労務管理の専門家が労働時間の上限規制への対応や同一労働同一賃金の実現など、「働き方改革」に取り組む中小企業・小規模事業者を訪問して、ホップ・ステップ・ジャンプの3段階の相談支援により、解決に向けてサポートします。

各種施策への対応や助成金の活用など様々なお悩みについて、働き方改革推進支援センターにてワンストップで相談できます

厚生労働省では、働き方改革として、以下の施策を進めています。

厚生労働省では、荷主の方にも、荷待ち時間の削減や、「標準的運賃」による運送事業者の適正運賃收受へのご理解・ご協力をお願いしています。



◀詳しくはこちら  
建設業・ドライバー・医師の  
時間外労働の上限規制特設  
サイトはたらきかたススム



◀詳しくはこちら  
自動車運転者の長時間  
労働改善に向けたポータル  
サイト

# 令和6年度 働き方改革推進支援センター お問い合わせ先一覧

都道府県名	所在地	電話番号
北海道	札幌市中央区北1条西3丁目3-33 リープロビル3階	0800-919-1073
青森	青森市本町5丁目5-6 青森県社会保険労務士会館	0800-800-1830
岩手	盛岡市肴町4番5号 カガヤ肴町ビル3階	0120-664-643
宮城	仙台市青葉区本町1-11-2 SKビル5階	0120-978-600
秋田	秋田市大町3-2-44 大町ビル3階	0120-695-783
山形	山形市香澄町3-2-1 山交ビル4階	0800-800-3552
福島	福島市御山字三本松19-3	0120-541-516
茨城	水戸市河和田町1丁目2470-2	0120-971-728
栃木	宇都宮市宝木本町1140-200	0800-800-8100
群馬	前橋市新前橋町26-9 八兵衛ビル3階	0120-486-450
埼玉	さいたま市大宮区桜木町2-372 市野屋ビル3階	0120-729-055
千葉	千葉市中央区中央4-13-10 千葉県教育会館7F	0120-174-864
東京	港区虎ノ門1-16-8 虎ノ門石井ビル4階	0120-232-865
神奈川	横浜市中区尾上町5-80 神奈川中小企業センタービル12階	0120-910-090
新潟	新潟市中央区東大通2丁目2番18号 タチバナビル4階 3-B	0120-009-229
富山	富山市赤江町1-7 富山県中小企業研修センター4階	0800-200-0836
石川	金沢市西念4-24-30 金沢MGビル3F	0120-319-339
福井	福井市西木田2丁目8-1 福井商工会議所ビル1階	0120-14-4864
山梨	中巨摩郡昭和町河西1232-1 2階	0120-755-455
長野	長野市岡田町215-1 フージャース長野駅前ビル3F	0120-088-703
岐阜	岐阜市神田町6丁目12番地 シグザ神田5階	0120-226-311
静岡	静岡市葵区伝馬町18-8 アミイチビル2F	0800-200-5451
愛知	名古屋市千種区千種通7-25-1 サンライズ千種3階	0120-006-802
三重	津市栄町2丁目209 セキゴン第二ビル2F	0120-111-417
滋賀	大津市中央3-1-8 大津第一生命ビルディング4階	0120-100-227
京都	京都市中京区亀屋町167-1 ディピュイ亀屋ビル3階	0120-417-072
大阪	大阪市北区天満2丁目1番30号 大阪府社会保険労務士会館5階	0120-068-116
兵庫	神戸市中央区八幡通3-2-5 IN東洋ビル6F	0120-79-1149
奈良	奈良市西木辻町343番地1 奈良県社会保険労務士会館	0120-414-811
和歌山	和歌山市北出島1丁目5番46号	0120-547-888
鳥取	鳥取市富安1-152 SGビル2階201号	0800-200-3295
島根	松江市母衣町55番地4 島根県商工会館5階	0120-514-925
岡山	岡山市北区厚生町3-1-15 岡山商工会議所801号室	0120-947-188
広島	広島市中区基町11番13号 合人社広島紙屋町アネクス4F	0120-610-494
山口	山口市吉敷下東3丁目4-7 リアライズIII(株)東京リーガルマインド山口支社内	0120-172-223
徳島	徳島市南末広町5番8-8号 徳島経済産業会館2階	0120-967-951
香川	高松市寿町2-2-10 高松寿町プライムビル2階	0120-000-849
愛媛	松山市大手町2丁目5-7 別館1階	0120-005-262
高知	高知市南はりまや町2丁目3-10 ア・ラ・モードはりまや103号	0120-899-869
福岡	福岡市博多区博多駅南1-7-14 ボイス博多305	0800-888-1699
佐賀	佐賀市城内2丁目9-28 オフィスサガ21	0120-610-464
長崎	長崎市五島町3-3 プレジデント長崎2F	0120-168-610
熊本	熊本市中央区紺屋町2丁目8-1 熊本県遺族会館2-7	0120-041-124
大分	大分市府内町1-6-21 山王ファーストビル3階	0120-450-836
宮崎	宮崎市橘通東2丁目9-14 トライスター本町ビル302	0120-975-264
鹿児島	鹿児島市鴨池新町6-6 鴨池南国ビル11階	0120-221-255
沖縄	那覇市小祿1831-1 沖縄産業支援センター508号	0120-420-780

相談受付時間 平日9:00～17:00 ※センターにより異なる場合があります。詳しくは各センターのホームページをご覧ください。

